

豊島区旅館業法等の施行に関する規則 新旧対照表

現 行	改正後
○豊島区旅館業法等の施行に関する規則 昭和55年 5 月 31 日 規則第29号 (趣旨) 第 1 条 この規則は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）及び豊島区旅館業法施行条例（平成24年豊島区条例第12号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (平24規則26・令 4 規則32・一部改正) (許可の申請) 第 2 条 <u>省令第 1 条第 1 項の規定による申請書は</u> <u>、次に掲げる事項を記載した営業許可申請書</u> <u>とする。</u> (新設) (新設) <u>(1) 申請者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあっては、</u> <u>その名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）</u> <u>(2) 施設の名称</u>	○豊島区旅館業法等の施行に関する規則 昭和55年 5 月 31 日 規則第29号 (趣旨) 第 1 条 この規則は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）及び豊島区旅館業法施行条例（平成24年豊島区条例第12号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (平24規則26・令 4 規則32・一部改正) (許可の申請) 第 2 条 <u>条例第 1 条の 2 及び省令第 1 条第 1 項に規定する申請書には、同</u> <u>項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければな</u> <u>らない。</u> <u>(1) 申請者の電話番号</u> <u>(2) 営業施設の電話番号</u> (削除) (削除)

(3) 施設の所在地及び電話番号

(4) 営業の種別

(5) 季節的営業等に該当の有無

(6) 営業施設の構造設備の概要

(7) 申請者が法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 営業施設の敷地の周囲110メートルの区域内の住宅、道路、学校等の見取図

(2) 建物配置図、各階平面図、正面図及び側面図

(新設)

(新設)

(新設)

(3) 客室等にガス設備を設ける場合は、その配管図

(4) 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

(5) 省令第1条第2項に規定する図面

(新設)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

2 条例第1条の2に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 営業施設の隣地境界線から110メートルの範囲内の住宅、道路、学校等の付近見取図

(2) 建物配置図、各階平面図(寝具等の配置を含む。)及び立面図

(3) 営業施設の構造設備の概要

(4) 各客室の概要

(5) 構造設備に関する図面

ア 照明設備(平面図、機器表)

イ 給排水・給湯設備(系統図、平面図)

ウ 機械換気設備(系統図、平面図)

(6) 客室等にガス設備を設ける場合は、その配管図

(7) 法人の場合は、当該法人に係る登記事項証明書

(削除)

(8) 法第3条第2項各号に該当することの有無を記した申告書

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(9) 営業施設について土地及び建物に係る登記事項証明書並びに建物に係る賃貸借契約書の写し

(10) 旅館業を営むために必要な権限を有することを示す次に掲げる書類

ア 営業施設の所有者の利用許諾を証する書類

イ 営業施設が建物の区分所有権（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第1項に規定する区分所有権をいう。）の対象である場合は、建物内で旅館業を営むことが認められていることを証する管理規約等（同法第30条第1項の規約及び当該規約に基づき定める細則等をいう。）又は区分所有者全員の利用許諾を証する書類

(11) 住宅等の既存建築物を建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づき用途を変更して営業施設とする場合は、用途変更後の当該営業施設が建築基準関係規定に適合していることを証する次に掲げる書類

ア 用途変更する床面積の合計が200平方メートルを超える場合にあっては、用途変更に係る確認済証

イ 用途変更する床面積の合計が200平方メートル以下の場合にあっては、建築基準関係規定に適合している旨の建築士による証明書

ウ 用途変更の工事に係る工事完了届

(12) 条例第1条の3の規定により行った周辺住民に対する事前周知について実施した次に掲げる事項が確認できる書類

ア 周知先

(新設)

3 条例第1条の2第2号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 旅館業を営もうとする施設の所有者等の利用許諾を証する書類

(2) 旅館業を営もうとする施設が建物の区分所有権（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第1項に規定する区分所有権をいう。）の対象である場合は、管理規約等（同法第30条第1項の規約及び当該規約に基づき定める細則等をいう。）

（昭61規則46・全改、平13規則38・平17規則80・平24規則26・平30規則58・平31規則4・令4規則32・令5規則109・一部改正）

(新設)

イ 周知年月日

ウ 周知に関し使用した文書

エ 周辺住民から得た意見及び当該意見に対する対応記録

オ 説明会の開催年月日及び開催場所

カ 説明会資料及び議事録

(13) 廃棄物を適正に処理するための措置及び一般廃棄物の収集・運搬等の契約が確認できる書類

(削除)

（昭61規則46・全改、平13規則38・平17規則80・平24規則26・平30規則58・平31規則4・令4規則32・令5規則109・一部改正）

(周辺住民への周知)

第2条の2 条例第1条の3の規定による事前の周知は、次の各号に掲げる営業施設の周辺住民に対して行うものとする。

(1) 営業施設と同一の建物又は同一の敷地内に存する建物に居住し、又は当該建物において事業を営む者

(新設)

(許可書の交付等)

第3条 保健所長は、法第3条第1項の規定により許可をしたときは、次
 に掲げる事項を記載した旅館業営業許可台帳を作成し、別記第1
号様式による営業許可書を交付する。

- (1) 施設 の名称
- (2) 施設 の所在地及び電話番号
- (3) 営業者の住所、氏名（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (4) 営業種別
- (5) 営業許可申請書又は 届出書の收受番号及び收受年月日、消

(2) 営業施設の敷地境界線から水平距離が20メートル以内に存する建物に居住し、又は当該建物において事業を営む者

(3) 営業施設が公道に接しない場合は、当該私道等に接する建物に居住し、又は当該建物において事業を営む者

第2条の3 条例第1条の3に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 営業施設の名称及び所在地

(2) 旅館業を営もうとする者の名称、住所及び電話番号（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）

(3) 営業の種別

(4) 説明会の開催日時及び開催場所

(5) 許可申請の予定年月日及び営業開始の予定年月日

(許可書の交付等)

第3条 保健所長は、法第3条第1項の規定により許可をしたときは、次の各号
 に掲げる事項を記載した旅館業営業許可台帳を作成し、別記第1
号様式による営業許可書を交付する。

- (1) 営業施設 の名称
- (2) 営業施設 の所在地及び電話番号
- (3) 営業者の住所、氏名（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (4) 営業種別
- (5) 第2条第1項の申請書及び 届出書の收受番号及び收受年月日、消

防署への通知及び回答の年月日、教育機関等への照会及び回答の年月日、調査年月日、決定年月日、許可番号及び許可年月日、許可通知年月日、許可書交付年月日並びに届出事項 (届出書副本を交付したときは、その交付年月日)

(6) 行政処分その他の措置

(7) 構造及び設備の概要

2 保健所長は、法第3条第2項及び第3項の規定により許可を与えないときは、別記第2号様式による不許可通知書により通知する。

(昭61規則46・平17規則80・平24規則26・一部改正)

(承継承認申請等)

第4条 省令第1条の3第1項の規定による申請書は _____
_____、次に掲げる事項を記載した申請書とする。

(1) 譲受人の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）

(2) 譲渡人の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）

(3) 譲渡の予定年月日

(4) 施設の名称

(5) 施設の所在地及び電話番号

(6) 申請者が法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容

防署への通知及び回答の年月日、教育機関等への照会及び回答の年月日、調査年月日、決定年月日、許可番号及び許可年月日並びに届出事項

(6) 行政処分その他の措置

(7) 構造及び設備の概要

2 保健所長は、法第3条第2項及び第3項の規定により許可を与えないときは、別記第2号様式による不許可通知書により通知する。

(昭61規則46・平17規則80・平24規則26・一部改正)

(承継承認申請等)

第4条 省令第1条の3第1項の規定による申請書は、同項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載した申請書とする。

(1) 譲受人の電話番号

(2) 譲渡人の電話番号

(3) 営業施設の電話番号

(削除)

(削除)

(削除)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類

を添付しなければならない。

(1) 旅館業の譲渡を証する書類

(2) 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し

3 保健所長は、法第3条の2第1項の規定による承認をしたときは、別記第7号様式による営業承継承認書を交付する。

4 保健所長は、法第3条の2第2項において準用する法第3条第2項の規定により承認を与えないときは、別記第5号様式による営業承継不承認通知書により通知する。

(令5規則109・追加)

第5条 省令第2条第1項の規定による申請書は、次に掲げる事項を記載した申請書とする。

(1) 申請者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）

(2) 合併又は分割により消滅する法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(3) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(4) 合併又は分割の予定年月日

2 前項の申請書には、省令第1条の3第2項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げるものを添付しなければならない。

(1) 譲受人が法人の場合は、当該法人に係る登記事項証明書

(2) 法第3条第2項各号に該当することの有無を記した申告書

3 保健所長は、法第3条の2第1項の規定による承認をしたときは、別記第7号様式による営業承継承認書を交付する。

4 保健所長は、法第3条の2第2項において準用する法第3条第2項の規定により承認を与えないときは、別記第5号様式による営業承継不承認通知書により通知する。

(令5規則109・追加)

第5条 省令第2条第1項の規定による申請書は、同項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載した申請書とする。

(1) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の電話番号

(2) 合併により消滅する法人又は分割前の法人の電話番号

(3) 営業施設の電話番号

(削除)

(5) 施設の名称

(6) 施設の所在地及び電話番号

(7) 申請者が法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容

2 前項の申請書には、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写しを添付しなければならない。

(新設)

(新設)

3 保健所長は、法第3条の3第1項の規定による承認をしたときは、別記第3号様式又は別記第4号様式による営業承継承認書を交付する。

4 保健所長は、法第3条の3第2項において準用する法第3条第2項の規定により承認を与えないときは、別記第5号様式による営業承継不承認通知書により通知する。

(昭61規則46・全改、平13規則80・平17規則80・平24規則26・令4規則32・一部改正、令5規則109・旧第4条繰下・一部改正)

第6条 省令第3条第1項の規定による申請書は、次に掲げる事項を記載した申請書による。

(1) 申請者の住所、氏名、生年月日及び電話番号並びに被相続人との続柄

(削除)

(削除)

(削除)

2 前項の申請書には、省令第2条第2項に定める書類のほか、次の各号に掲げるもの

を添付しなければならない。

(1) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人に係る登記事項証明書

(2) 法第3条第2項各号に該当することの有無を記した申告書

3 保健所長は、法第3条の3第1項の規定による承認をしたときは、別記第3号様式又は別記第4号様式による営業承継承認書を交付する。

4 保健所長は、法第3条の3第2項において準用する法第3条第2項の規定により承認を与えないときは、別記第5号様式による営業承継不承認通知書により通知する。

(昭61規則46・全改、平13規則80・平17規則80・平24規則26・令4規則32・一部改正、令5規則109・旧第4条繰下・一部改正)

第6条 省令第3条第1項の規定による申請書は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書による。

(1) 申請者の電話番号

(昭61規則46・追加、平13規則80・平17規則80・平24規則26・
令4規則32・一部改正、令5規則109・旧第5条繰下・一部改正)

(変更届等)

第7条 省令第4条の規定による変更届は、次に掲げる事項を記載した届出書による。

- (1) 営業者の住所、氏名 _____ 及び電話番号（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）
- (2) 施設 の名称
- (3) 施設 の所在地
- (4) 営業の種別
- (5) 変更事項
- (6) 変更年月日
- (7) 変更理由

2 前項の届出が構造設備の変更であるときは、前項の届出書に、その説明図を添付しなければならない。

3 省令第4条の規定による停止届又は廃止届は、次に掲げる事項を記載した届出書による。

- (1) 営業者の住所、氏名 _____ 及び電話番号（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）
- (2) 施設 の名称
- (3) 施設 の所在地

(昭61規則46・追加、平13規則80・平17規則80・平24規則26・
令4規則32・一部改正、令5規則109・旧第5条繰下・一部改正)

(変更届等)

第7条 省令第4条の規定による変更届は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書による。

- (1) 営業者の住所、氏名、生年月日 及び電話番号（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）
- (2) 営業施設 の名称
- (3) 営業施設 の所在地
- (4) 営業の種別
- (5) 変更事項
- (6) 変更年月日
- (7) 変更理由

2 前項の届出が構造設備の変更であるときは、前項の届出書に、その説明図を添付しなければならない。

3 省令第4条の規定による停止届又は廃止届は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書による。

- (1) 営業者の住所、氏名、生年月日 及び電話番号（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）
- (2) 営業施設 の名称
- (3) 営業施設 の所在地

- (4) 営業の種別
- (5) 廃止又は停止年月日
- (6) 廃止又は停止理由

(昭61規則46・追加、平13規則80・平17規則80・一部改正、令5規則109・旧第6条繰下)

(宿泊者名簿)

第8条 法第6条第1項の規定による宿泊者名簿は、同項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を記載できるものでなければならない。

- (1) 性別
- (2) 年齢
- (3) 前泊地
- (4) 行先地
- (5) 到着日時
- (6) 出発日時
- (7) 室名

(昭61規則46・旧第5条繰下・一部改正、平17規則80・一部改正、令5規則109・旧第7条繰下・一部改正)

(社会教育施設等)

第9条 条例第2条第7号に規定する規則で定める施設は次のとおりとする。

名称	位置
----	----

- (4) 営業の種別
- (5) 廃止又は停止年月日
- (6) 廃止又は停止理由

(昭61規則46・追加、平13規則80・平17規則80・一部改正、令5規則109・旧第6条繰下)

(宿泊者名簿)

第8条 法第6条第1項の規定による宿泊者名簿は、同項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を記載できるものでなければならない。

- (1) 性別
- (2) 年齢
- (3) 前泊地
- (4) 行先地
- (5) 到着日時
- (6) 出発日時
- (7) 室名

(昭61規則46・旧第5条繰下・一部改正、平17規則80・一部改正、令5規則109・旧第7条繰下・一部改正)

(社会教育施設等)

第9条 条例第2条第7号に規定する規則で定める施設は、豊島区立教育センターとする。

(削除)

<u>豊島区立こどもスキップ清和</u>	<u>東京都豊島区巣鴨三丁目13番12号</u>
<u>豊島区立こどもスキップ西巣鴨</u>	<u>東京都豊島区西巣鴨二丁目14番11号</u>
<u>豊島区立こどもスキップ南池袋</u>	<u>東京都豊島区南池袋三丁目5番9号</u>
<u>豊島区立教育センター</u>	<u>東京都豊島区雑司が谷三丁目1番7号</u>
<u>豊島区立ジャンプ東池袋</u>	<u>東京都豊島区東池袋二丁目38番10号</u>
<u>豊島区立ジャンプ長崎</u>	<u>東京都豊島区长崎二丁目24番13号</u>

(平24規則26・追加、令5規則109・旧第8条繰下)

(貯湯槽を使用するときの措置)

第10条 条例第4条第6号ウ(ア)に規定する貯湯槽内部の規則で定める清掃及び消毒は、温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉を貯留する場合、1年に1回以上行うものとする。

2 条例第4条第6号ウ(イ)に規定する規則で定める温度は、摂氏60度とする。

(平24規則26・追加、平30規則58・旧第10条繰上・一部改正、令5規則109・旧第9条繰下)

(ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときの措置)

第11条 条例第4条第6号エ(ア)に規定にするろ過器の規則で定める逆洗浄等及び内部の消毒は、1週間に1回以上行うものとする。

2 条例第4条第6号エ(イ)に規定する配管の規則で定める内部の消毒は、1週間に1回以上行うものとする。

3 条例第4条第6号エ(ウ)に規定する集毛器の規則で定める清掃は、毎日行うものとする。

(平24規則26・追加、令5規則109・旧第8条繰下)

(貯湯槽を使用するときの措置)

第10条 条例第4条第6号ウ(ア)に規定する貯湯槽内部の規則で定める清掃及び消毒は、温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉を貯留する場合、1年に1回以上行うものとする。

2 条例第4条第6号ウ(イ)に規定する規則で定める温度は、摂氏60度とする。

(平24規則26・追加、平30規則58・旧第10条繰上・一部改正、令5規則109・旧第9条繰下)

(ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときの措置)

第11条 条例第4条第6号エ(ア)に規定にするろ過器の規則で定める逆洗浄等及び内部の消毒は、1週間に1回以上行うものとする。

2 条例第4条第6号エ(イ)に規定する配管の規則で定める内部の消毒は、1週間に1回以上行うものとする。

3 条例第4条第6号エ(ウ)に規定する集毛器の規則で定める清掃は、毎日行うものとする。

4 条例第4条第6号エ(オ)に規定する浴槽水の規則で定める水質検査は、レジオネラ属菌について1年に1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するものとする。

(平24規則26・追加、平30規則58・旧第11条繰上・一部改正、
令5規則109・旧第10条繰下)

(玄関帳場の設置に替えることができる要件)

第12条 条例第7条第1号及び条例第8条第1項第1号の規則で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 営業施設において、宿泊者名簿の記載及び鍵の受渡しを、宿泊者に対し対面の方法により行うこと。ただし、これにより難い場合は、豊島区内に存する営業者の事務所等において、宿泊者に対し対面の方法によりこれらを行うことができる。

(2) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のため、10分以内に職員等が駆けつける体制が整備されていること。

(3) 営業者が自ら設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認及び出入りの状況等を、常時鮮明な画像により確認できる設備があること。

(平30規則58・追加、平31規則4・一部改正、令5規則109・旧第11条繰下、令8規則6・一部改正)

(構造部分の合計床面積)

第13条 条例第7条第2号アに規定する1客室の規則で定める構造部分

4 条例第4条第6号エ(オ)に規定する浴槽水の規則で定める水質検査は、レジオネラ属菌について1年に1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するものとする。

(平24規則26・追加、平30規則58・旧第11条繰上・一部改正、
令5規則109・旧第10条繰下)

(玄関帳場の設置に替えることができる要件)

第12条 条例第7条第1号及び条例第8条第1項第1号の規則で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 営業施設において、宿泊者名簿の記載及び鍵の受渡しを、宿泊者に対し対面の方法により行うこと。ただし、これにより難い場合は、豊島区内に存する営業者の事務所等において、宿泊者に対し対面の方法によりこれらを行うことができる。

(2) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のため、10分以内に職員等が駆けつける体制が整備されていること。

(3) 営業者が自ら設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認及び出入りの状況等を、常時鮮明な画像により確認できる設備があること。

(平30規則58・追加、平31規則4・一部改正、令5規則109・旧第11条繰下、令8規則6・一部改正)

(構造部分の合計床面積)

第13条 条例第7条第2号アに規定する1客室の規則で定める構造部分

の合計床面積は、寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した面積とする。

- 2 条例第8条第1項第3号に規定する客室の規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、前項の規定により算定した各客室の規則で定める構造部分の合計床面積を合計した面積とする。

(平24規則26・追加、平30規則58・旧第13条繰上・一部改正、令5規則109・旧第12条繰下)

(新設)

附 則

- 1 この規則は、昭和55年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に都知事に対して行っている許可の申請その他の行為は、この規則によりなされた許可の申請その他の行為とみなす。

の合計床面積は、寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した面積とする。

- 2 条例第8条第1項第3号に規定する客室の規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、前項の規定により算定した各客室の規則で定める構造部分の合計床面積を合計した面積とする。

(平24規則26・追加、平30規則58・旧第13条繰上・一部改正、令5規則109・旧第12条繰下)

(公表)

第14条 条例第10条の3第2項の規定による公表は、区ホームページ及び行政情報コーナーにおいて、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 営業者(第3条第1項の許可を受けていない者を含む。)の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
- (2) 営業施設の名称及び所在地
- (3) 許可番号(第3条第1項の許可を受けていない者を除く。)
- (4) 営業の停止を命じた場合は、停止期間
- (5) 許可の取消しを命じた場合は、取消日

附 則

- 1 この規則は、昭和55年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に都知事に対して行っている許可の申請その他の行為は、この規則によりなされた許可の申請その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際旅館業法施行細則（昭和32年東京都規則第122号）によって作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、なお使用することができる。

附 則（昭和61年 6 月23日規則第46号）

この規則は、昭和61年 6 月24日から施行する。

附 則（平成13年 3 月30日規則第38号）

1 この規則は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正前の豊島区旅館業法施行細則の規定により作成した別記様式で、現に用紙が残存するものは、必要な補正を加えたうえで、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成13年11月 1 日規則第80号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 3 月31日規則第80号）

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月28日規則第26号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月22日規則第38号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 7 月10日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年 2 月14日規則第 4 号）

3 この規則の施行の際旅館業法施行細則（昭和32年東京都規則第122号）によって作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、なお使用することができる。

附 則（昭和61年 6 月23日規則第46号）

この規則は、昭和61年 6 月24日から施行する。

附 則（平成13年 3 月30日規則第38号）

1 この規則は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正前の豊島区旅館業法施行細則の規定により作成した別記様式で、現に用紙が残存するものは、必要な補正を加えたうえで、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成13年11月 1 日規則第80号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 3 月31日規則第80号）

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月28日規則第26号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月22日規則第38号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 7 月10日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年 2 月14日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 30 日規則第 32 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 12 月 13 日規則第 109 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 8 年 2 月 24 日規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記第 1 号様式（第 3 条第 1 項関係）

（平 28 規則 38・全改）

（略）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 30 日規則第 32 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 12 月 13 日規則第 109 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 8 年 2 月 24 日規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の豊島区旅館業法等の施行に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定及び次項の規定は、令和 8 年 9 月 1 7 日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 改正後の規則第 2 条から第 2 条の 3 まで及び第 4 条から第 6 条までの規定は、適用日以後に行う旅館業法（昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号）第 3 条第 1 項の規定による許可の申請又は同法第 3 条の 2 から第 3 条の 4 までの規定による承認の申請について適用し、適用日前に行うこれらの規定による許可又は承認の申請については、なお従前の例による。

別記第 1 号様式（第 3 条第 1 項関係）

（平 28 規則 38・全改）

（略）

別記第2号様式（第3条第2項関係）

（平28規則38・全改）

（略）

別記第3号様式（第5条第3項関係）

（令5規則109・全改）

（略）

別記第4号様式（第5条第3項関係）

（令5規則109・全改）

（略）

別記第5号様式（第4条第4項・第5条第4項・第6条第4項関係）

（令5規則109・全改）

（略）

別記第6号様式（第6条第3項関係）

（令5規則109・全改）

（略）

別記第7号様式（第4条第3項関係）

（令5規則109・追加）

（略）

別記第2号様式（第3条第2項関係）

（平28規則38・全改）

（略）

別記第3号様式（第5条第3項関係）

（令5規則109・全改）

（略）

別記第4号様式（第5条第3項関係）

（令5規則109・全改）

（略）

別記第5号様式（第4条第4項・第5条第4項・第6条第4項関係）

（令5規則109・全改）

（略）

別記第6号様式（第6条第3項関係）

（令5規則109・全改）

（略）

別記第7号様式（第4条第3項関係）

（令5規則109・追加）

（略）